

## 笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、給食用物資の高騰による経済的負担軽減及び安定した給食用物資の調達を図るため、市内に住所を有する児童（以下「児童」という。）が入所している私立認可保育所等に対し、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、その交付に関しては、笠岡市補助金等交付規則（昭和60年笠岡市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、副食とは、保育所等施設において提供される給食及びおやつのうち主食以外のものをいう。

### (補助対象施設)

第3条 補助金の交付対象とする私立認可保育所等は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項の規定に基づき設置された事業所内保育所
- (2) 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置された私立保育所
- (3) 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき届け出された私立認可外保育所、私立認定こども園等
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定に基づき設置された私立幼保連携型認定こども園
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づき設置された私立幼稚園

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、私立認可保育所等の給食提供に係る経費のうち、副食材料に要する経費とする。

### (補助対象期間)

第5条 令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間

### (補助金の額)

第6条 各月の補助金の額は、各月初日時点で国が既に公表している消費者物価指数（食料）から100を控除した数値（以下「上昇率」）を、副食費として保護者から月額で徴収している児童一人当たりの金額（以下「基礎額」という。）に乗じて得た金額を単価とし、これに各月初日の在園児童数を乗じて得た金額とする。ただし、基礎額の上限は4、

500円とする。

- 2 前項の補助金額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 3 上昇率が正数のとき、この補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 各月初日在園児童名簿(見込)
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、相当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定による交付決定の通知を受けた事業の内容等の変更をしようとするときは、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 各月初日在園児童名簿(見込)
- (2) 交付決定通知書の写し

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めたときは、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号の規定により、交付決定を取り消された場合は、補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 各月初日在園児童名簿
- (2) 収支決算書（見込）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金請求書（様式第7号）により、市長に請求するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに交付された補助金については、第10条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

笠岡市長 様

申請者

住 所

団体名

代表者名

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付申請書

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金の交付を受けたいので、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 各月初日在園児童名簿（見込）
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

笠岡市長

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金について、次のとおり交付することに決定したので、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 この補助金は、次のことを条件として交付するものとする。
  - (1) 笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第4条に掲げる経費としてのみ使用するものとし、目的外の経費に使用してはならない。
  - (2) 補助金に係る証拠書類を当該補助事業完了後、5年間保存しなければならない。

年 月 日

笠岡市長 様

申請者

住 所

団体名

代表者名

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた笠岡市私立認可  
保育所等副食材料費支援補助金について、変更したいので、笠岡市私立認可保育所等副食  
材料費支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- |   |                     |   |   |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 変更申請額               | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額              | 金 | 円 |
| 3 | 差引申請額               | 金 | 円 |
| 4 | 補助金変更理由（具体的に記入すること） |   |   |

5 添付書類

- (1) 各月初日在園児童名簿（見込）
- (2) 交付決定通知書の写し

第 号  
年 月 日

様

笠岡市長

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金変更交付申請については、次のとおり決定したので、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 この補助金は、次のことを条件として交付するものとする。
  - (1) 笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第4条に掲げる経費としてのみ使用するものとし、目的外の経費に使用してはならない。
  - (2) 補助金に係る証拠書類を当該補助事業完了後、5年間保存しなければならない。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

笠岡市長 様

申請者

住 所

団体名

代表者名

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金について、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 各月初日在園児童名簿
  - (2) 収支決算書（見込）
  - (3) その他市長が必要と認める書類



様式第6号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

笠岡市長

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金については、次のとおり額の確定をしたので、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

笠岡市長 様

請求者

住 所

法 人 名

代表者名

（施設名）

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金請求書

笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金について、笠岡市私立認可保育所等副食材料費支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
口座の種類	普通 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	